

# 労働者のみなさまへ

令和7年度版

公契約条例で相模原市独自の

## このお仕事には「最低賃金」が定められています！

### 相模原市公契約条例

相模原市が発注する工事請負や業務委託に関する契約等において、作業される労働者の賃金の下限額\*を定め、一定の報酬を保障することで労働者の労働意欲を高め、事務や事業の質を向上させ、最終的には市民が安心して心豊かに暮らせる市民生活の実現を目指すものです。

\*条例では賃金の下限額のことを「労働報酬下限額」と呼びます。

### 令和7年度の労働報酬下限額

業務委託契約等・指定管理協定

時給 1,230円

公共工事設計労務単価の90%

※裏面一覧表のとおり

### 対象となる契約等

- (1) 予定価格1億円以上の工事請負
- (2) 予定価格500万円以上の業務委託等  
(対象業種：庁舎等の警備業務、清掃業務、設備運転監視業務、案内業務、給食調理業務、データ入力業務、窓口受付業務 ※例外あり)
- (3) 市と指定管理者が締結する公の施設の管理に関する協定（指定管理協定）  
(指定管理者が締結する上記(2)と同様の契約等を含む)

### 対象となる労働者

- (1) 工事請負：裏面の職種で当該契約に係る作業に従事する者 ※一人親方も含みます。
- (2) 業務委託等：当該契約に係る作業に従事する者
- (3) 指定管理：当該施設の管理に係る作業に従事する者

正社員、パート、アルバイト、日雇い労働者等の労働形態や雇用主が誰（元請または下請）かを問わず、賃金が支払われる方は、原則、対象となります。

【工事請負契約の労働報酬下限額一覧表】

(単位:円)

No	職種	労働報酬下限額		No	職種	労働報酬下限額		No	職種	労働報酬下限額	
		時給	日額(8H)			時給	日額(8H)			時給	日額(8H)
1	特殊作業員	3,365	26,920	18	さく岩工	4,410	35,280	35	左官	3,578	28,624
2	普通作業員	2,982	23,856	19	トンネル特殊工	4,433	35,464	36	配管工	3,027	24,216
3	軽作業員	2,025	16,200	20	トンネル作業員	3,455	27,640	37	はつり工	3,353	26,824
4	造園工	2,948	23,584	21	トンネル世話役	4,523	36,184	38	防水工	3,690	29,520
5	法面工	3,522	28,176	22	橋りょう特殊工	3,848	30,784	39	板金工	3,725	29,800
6	とび工	3,680	29,440	23	橋りょう塗装工	3,950	31,600	40	タイル工	3,027	24,216
7	石工	3,645	29,160	24	橋りょう世話役	4,433	35,464	41	サッシ工	3,522	28,176
8	ブロック工	3,375	27,000	25	土木一般世話役	3,668	29,344	42	屋根ふき工	3,780	30,240
9	電工	3,353	26,824	26	高級船員	4,265	34,120	43	内装工	3,735	29,880
10	鉄筋工	3,410	27,280	27	普通船員	3,432	27,456	44	ガラス工	3,522	28,176
11	鉄骨工	3,297	26,376	28	潜水士	5,457	43,656	45	建具工	—	—
12	塗装工	3,848	30,784	29	潜水連絡員	3,938	31,504	46	ダクト工	3,185	25,480
13	溶接工	4,220	33,760	30	潜水送気員	3,792	30,336	47	保温工	3,083	24,664
14	運転手(特殊)	3,533	28,264	31	山林砂防工	3,578	28,624	48	建築ブロック工	—	—
15	運転手(一般)	3,027	24,216	32	軌道工	6,222	49,776	49	設備機械工	3,128	25,024
16	潜かん工	4,130	33,040	33	型わく工	3,522	28,176	50	交通誘導警備員A	2,240	17,920
17	潜かん世話役	4,928	39,424	34	大工	3,387	27,096	51	交通誘導警備員B	1,970	15,760

※ 公共工事設計労務単価が設定されなかった「建具工」及び「建築ブロック工」については、労働報酬下限額を設定せず、対象労働者から除外することとする。

※ 次に掲げる労働者の労働報酬下限額については、相模原市公契約条例第6条第2号に規定する対象業務委託契約に係る労働報酬下限額と同額の時給1,230円(日額9,840円)とする。

- (1) 見習、手元等の労働者として使用者が判断する労働者
- (2) 年金等の受給のため日当たり賃金を調整している労働者

**ご自身の賃金が労働報酬下限額より低いと思う場合**

次のいずれかに申出をすることができます。

【申出先】

◎相模原市役所 契約課

住 所：〒252-5277 相模原市中央区中央 2-11-15 (市役所本庁舎第2別館3階)  
電 話：042-769-1391 FAX：042-769-5325

◎受注者である元請業者

※申出したことを理由に、解雇、請負契約の解除等の不利益な取扱いを受けることはありません。

※賃金が労働報酬下限額より低い場合は、不足分を受け取ることができます。

公契約条例のことを詳しく知りたい場合は、相模原市ホームページに掲載している「公契約条例の手引」をご覧ください。  
お問い合わせは、相模原市契約課まで

